

第2回 コールド・エバポレータ保安検査基準検討分科会
議事録

1. 日時：平成29年6月7日(水) 13:30～17:00
2. 場所：高圧ガス保安協会 第1、2会議室
3. 出席者：(敬称略・順不同)
主 査：堀口
委 員：澁谷、松田、大岡、細谷、大森、長谷川、村田、松木(代理)
JIMGA：徳富、大沼
K H K：瀬谷(機器検査事業部)、小山田、加藤、藤井、井口、岸川、小川(以上、高圧ガス部)
ワザハ：野田、肥後(以上、経済産業省)、瀬古(大陽日酸(株))、澤井(大陽日酸エンジニアリング(株))
4. 配付資料：
資料1 コールド・エバポレータ保安検査基準検討分科会 委員名簿
資料2 第1回 コールド・エバポレータ保安検査基準検討分科会 議事録(案)
資料3 コールド・エバポレータの設置に係る高圧法の手続きの概要
資料4 一般高圧ガス保安規則に係る製造設備ごとの技術上の基準及び保安検査の方法の変遷
資料5 製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準と保安検査の方法の関係
資料6 一般則、コンビ則におけるコールド・エバポレータの技術上の基準の適用状況
資料7 コールド・エバポレータ保安検査基準及び定期自主検査指針に係る基本方針
資料8 KHKS0850-1(2011)、0850-3(2011)保安検査基準とコールド・エバポレータ保安検査基準(案)との比較表
資料9 KHKS1850-1(2011)、1850-3(2011)定期自主検査指針とコールド・エバポレータ定期自主検査指針(案)との比較表
資料10 第1回分科会後のコールド・エバポレータ保安検査基準(案)に対する委員からの意見及び回答
資料11 第1回分科会後のコールド・エバポレータ定期自主検査指針(案)に対する委員からの意見及び回答
資料12 保安検査基準(コールド・エバポレータ関係)(案)
資料13 定期自主検査指針(コールド・エバポレータ関係)(案)

参考資料1 高圧ガス設備、ガス設備、製造設備、製造施設の関係資料
参考資料2 保安検査の期間、定期自主検査の範囲の説明資料
5. 挨拶
開会にあたり、本分科会主査 堀口主査より挨拶があった後、事務局より定足数の報告があり、委員数10名に対し、委員出席8名、代理出席1名で過半数の出席があり、正

式に分科会を開催する旨の説明があった。

前回分科会以降、埼玉県の増山委員が退任され、新たに委員に就任された埼玉県の長谷川様の紹介があった。また、大場委員の代理者として出席されたガス保安検査（株）の松木様の紹介があった。

6. 配付資料の確認

事務局から配付資料の確認があった。

7. 議事概要

7.1 議事(1) 前回議事録の確認

事務局から資料 2 について説明があった。事前に送付済みであり、送付後の加筆及び修正がなかったため、通読は省略した。挙手による採決が行われ、分科会出席委員（委員代理者含む。）全員（9名）の賛成により可決され、議事録（案）は正式な議事録として承認された。

7.2 議事(2) コールド・エバポレータ保安検査基準及び定期自主検査指針に係る基本方針について

事務局から資料 3~7 及び参考資料 1、2 を用いて説明があり、資料 7 の基本方針を基に規格の原案の検討を行っていく旨の説明があった。主な質疑は以下の通り。

（委員）保安検査基準から耐圧試験と気密試験を除き、定期自主検査指針には盛り込むことについて、耐圧試験までは必要ないのではないか。

（事務局）耐圧試験に代えて、耐圧性能の検査として、非破壊検査による検査を規定している。実際に、炭酸ガスの温水式蒸発器などは、腐食が見られることから、耐圧性能の検査を実施している事例がある。既存の KHKS1850-1,3 と同様の記載としており、実際にできないもの、例えば配管等は実施しなくてもよいこととしている。

（委員）参考資料 1 では、保安検査の期間が、コールド・エバポレータは 3 年、圧力計等は 2 年、ガス設備以外は 1 年となっているが、実際には 3 年周期のものは、製造施設全体を 3 年で検査している。

（事務局）法令上の解釈としてはそのように読まざるを得ない。実際の運用では、自治体や指定検査機関の判断で弾力的にやられていると思う。

（委員）コールド・エバポレータにポンプや圧縮機がある場合、貯槽のみをコールド・エバポレータ、ポンプや圧縮機を高圧ガス設備として扱うのか。

（事務局）コールド・エバポレータは、明確な範囲の規定がなく、どこまでをコールド・エバポレータとするかは自治体が許可する時点で判断されている。そのため、本規格原案では適用範囲を広く取れるように記載している。保安検査の周期は、法令上都道府県や指定保安検査機関が運用で行っている部分なので、それについては今回の規格が出て変わらない。あくまで法定の話であり、はっきりした検査周期を書かずに告示で読むようにしているのはそういった理由である。範囲も変わらなければ期間も変わらない。この分科会では検査の方法だけを議論していると考えていただければ幸いである。

(JIMGA) 懸念事項として、KHKSに検査周期を書いてしまうと、自治体によっては杓子定規にガス設備以外を1年等で実施することも考えられる。製造細目告示第14条では、高圧ガス設備を3年と読めるが、1番危険性のある部分が3年と読めるのでCEのみの施設はガス設備、製造設備、製造施設も3年と考えられないか、経済産業省 高圧ガス保安室に聞いてみたい。

(METI) 検査周期について、運用や解釈が変化しないことを告示に指定する際に周知するのがよいのではないか。省令や告示の書きぶりが異なることはまた別の議論と考える。

7.3 議事(3) 第1回分科会後のコールド・エバポレータ保安検査基準(案)及び定期自主検査指針(案)に対する委員からの意見及び回答について

事務局から資料10、11を用いて、第1回分科会以降に実施した委員からの意見募集について、委員からの意見及びその回答について説明があった。主な質疑は以下の通り。

(ワザハ) (資料10 意見番号8-1に関して) 保安距離等の「等」を削除するということが、一般則第6条の2第2項第2号には「製造施設は、その貯槽及び処理設備の外面から当該事業所の敷地境界に対し四メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。」と、距離以外にも同等以上の措置があるため、「等」は削除しないほうがよいのではないか。

(事務局) 検討させていただきたい。

(ワザハ) (資料10 意見番号19-3に関して) コンビ則第9条、第10条及び第11条は検査頻度が少ないため、KHKS0850-3を準用することとしているが、防液堤等の検査頻度が低いものも既存のKHKS0850を準用させ、検査頻度の高いもののみを規定していただきたい。

(事務局) 検討させていただきたい。

(委員) 温度計、温度上昇防止措置に関して、いかなる場合においても行う必要があるように見えてしまう。例えば、コールド・エバポレータ、連結配管及び空温式蒸発器までがコールド・エバポレータとすると、温度計も温度上昇防止措置も必要ないと考えられる。温度計、温度上昇防止措置の必要な場合といらぬ場合の具体例を考えてほしい。

(事務局) 検討させていただきたい。基本的に、完成検査で実施した項目が保安検査の対象になり、許可や完成検査時に対象は明確になっているはずである。そのため、この基準で対象を明確にする必要はないと考える。

7.4 議事(4) コールド・エバポレータ保安検査基準(案)の検討

事務局から資料8を用いて、基本方針及び委員からの意見を踏まえて修正したコールド・エバポレータ保安検査基準の原案について説明があった。主な質疑は以下の通り。

(委員) (附属書Aの表A-高圧ガスの純度及び不純物濃度例に関して) コールド・エバポレータの高圧ガスはアルゴンも対象であるので、表中に必要ではないか。

(事務局) 検討させていただきたい。

7.5 議事(5) コールド・エバポレータ定期自主検査指針（案）の検討

事務局から資料 9 を用いて、コールド・エバポレータ定期自主検査指針の原案について説明があった。質疑は無かった。

7.6 議事(6) その他

事務局から今後のスケジュールの説明があり、本日晒された規格原案に対する分科会委員の意見募集を平成 29 年 6 月 21 日（水）まで実施すること及び意見提出用の様式は別途メールで送付することが説明された。

また、第 3 回コールド・エバポレータ保安検査基準検討分科会は、平成 29 年 8 月 31 日（木）13:30 から開催することとなった。

全体を通した総合質疑は以下のとおり。

（委員）第 3 回の分科会で内容を確定するのか。

（事務局）委員からの意見を踏まえた検討次第であるが、可能であれば第 3 回で最終原案となるようにしたいと考えている。

以上